

福岡市公共交通不便地対策事業（オンデマンド交通）
エリア○●●区（○○・○○・○○校区）における事業協定書（案）

福岡市（以下「甲」という。）と、□□株式会社を代表とする△△グループ（以下「乙」という。）は、エリア○●●区における公共交通不便地対策事業によるオンデマンド交通（以下「オンデマンド交通」という。）を運行するにあたり、次のとおり事業協定を締結する。

（目的）

第1条 本事業協定書は、乙がオンデマンド交通を運行するにあたり、公募要綱等、提案書類及び覚書に基づき、甲及び乙が相互に協力し、本事業を確実に円滑に推進するために必要な事項を定めることを目的とする。

（法令等の遵守）

第2条 甲及び乙は、本事業協定書の各規定、公募要綱等、提案書類及び覚書並びに日本国の法令（関連する法令、条例等、以下同じ。）を遵守し、善良な管理者の注意義務をもって信義に従い誠実に遂行及び履行をしなければならない。

（構成企業の業務）

第3条 本事業において、乙又は構成企業が実施する業務は以下のとおりとする。

※事業者の実施体制を踏まえて修正

- （1）マネジメント業務：【担当する構成企業名を記載】
- （2）運行業務：【担当する構成企業名を記載】
- （3）システム設定・運用業務：【担当する構成企業名を記載】
- （4）その他業務：【担当する構成企業名を記載】

（補助金の額）

第4条 本事業の実施にあたり、甲が乙に支援する補助金は、福岡市公共交通不便地対策補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で市長が認める額とする。

（事業協定の有効期間）

第5条 本事業協定の有効期間は、本事業による運行の終了までとする。

（第三者への委任又は請け負い）

第6条 乙は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
2 乙は、福岡市競争入札参加停止等措置要領（平成7年1月11日助役決裁）に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消又は排除措置を受けている者及び同要領第9条

の第2項第1号及び第2号のいずれかに該当する者に業務の一部を委任し、若しくは請け負わせ、又は当該者から資材、原材料等を仕入れてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 3 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。
- 4 乙は、前項の規定により業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合、甲に対し、その第三者の受任又は請負に基づく行為全般について責任を負うものとする。
- 5 軽微な業務（印刷、製本、資料整理、計算処理、消耗品購入、会場借上等）の第三者への委任又は請け負いに当たっては、同条3項に規定する甲の承諾は要しないものとする。ただし、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を委任又は請け負いの相手方とすることはできない。なお、上記例示業務以外の業務については、甲の承諾を要しない軽微な業務に該当するか否かを事前に発注者に確認すること。また、甲が必要と認める場合には、委任又は請け負いの相手方の名称その他発注者が必要と認める事項について、報告すること。

（事業協定の解除）

第7条 甲は、第5条の期間にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由が発生した場合には、本事業協定を解除することができる。

- （1）乙が、本事業協定若しくはその他関係法令に違反する行為を行った場合
- （2）乙が、本事業協定の趣旨に反するなど、本事業の業務目的から逸脱し、甲からの必要な改善措置を講じるよう通知又は是正指示が発せられても改善が認められない場合
- （3）乙による本事業の業務の実施が、乙の都合により、本事業協定に基づき定める日程から著しく遅延する等、円滑な本業務の実施が困難と判断される場合
- （4）甲乙間の信頼関係が失われた場合など、本事業を継続しがたい重大な事由が生じた場合
- （5）乙が、支払停止又は支払不能となり、又は破産法に基づく破産手続、民事再生法に基づく再生手続、会社更生法に基づく更生手続、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく特定調停手続、会社法に基づく特別清算その他の倒産手続若しくはこれらに相当する法的手続又は私的整理手続の申立てを受け、又はこれらの申立てをした場合
- （6）乙が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- （7）乙が、監督官庁により事業に係る許認可等の取消若しくは停止等の処分を受け、又は自ら事業を休止若しくは停止した場合
- （8）乙（役員又は従業員を含む。）が、暴力団又は暴力団員に該当する場合
- （9）乙が、本業務の遂行を怠り、本業務の目的が達せられないと認められる場合

(10) 前各号に定めるほか、甲が本業務を中止すべきと合理的に判断した場合

2 乙は、前項の規定により本事業協定を解除された場合、甲に対し、甲に納付した損失補償、損害賠償その他一切の金銭の支払を求めることはできない。

3 乙は、経営状況の悪化など乙の責めに帰すべき事由により、本業務の継続が困難と判断される場合、本事業協定を解除しようとする日の6か月前までに、甲に対して書面により本事業協定の解除に係る意思の通知を行うことができ、甲乙協議の上、甲が同意した場合に限り、本事業協定を解除することができる。

4 本事業協定締結後、法令変更又は天災地変などの不可抗力（本事業に係る設備が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復するのに過分の費用を要する場合を含む。）により、本事業協定の履行が不可能となった場合又は本事業の継続に過分の追加費用を要することとなった場合、甲及び乙は、協議の上、甲乙間の合意により本事業協定を解除することができる。

(その他)

第8条 本事業協定書を変更する必要がある場合、本事業協定書の解釈に疑義が生じた場合及び本事業協定書に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定める。

上記事業協定締結の証として本事業協定書2通を作成し、甲及び乙の記名押印の上、各々1通を保有する。

令和●年●月●日

(甲) 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市

福岡市長

高島 宗一郎

印

(乙) ○○グループ

代表企業

福岡市○○区…

□□株式会社

代表取締役

○○ ○○

印